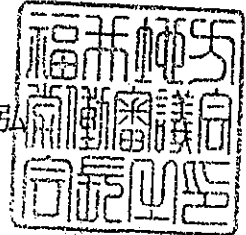


福井地労審発第2号
令和8年1月26日

福井労働局長
石川 良国 殿

福井地方労働審議会

会長 橋本 康弘



福井県眼鏡製造業最低工賃の決定について（答申）

本審議会は、令和7年12月12日付け、福井労発基1212第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、令和8年1月21日に専門部会を設け、以来慎重に審議を重ねたところ、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長	森瀬 明	株式会社福井新聞社 執行役員論説主幹
部会長代理	諸隈 由佳子	弁護士
	前田 聡子	社会保険労務士

家内労働者代表委員

杉田 公太郎	UAゼンセン福井県支部 次長
中澤 健太	連合福井嶺南地域協議会 事務局長
宝泉 範恵	家内労働者（眼鏡関係）

委託者代表委員

井上 祥一	福井県中小企業団体中央会 事業推進課課長代理
谷口 康彦	有限会社谷口眼鏡 代表取締役
水寫 基博	水島眼鏡株式会社 代表取締役

別 紙

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み (仮ねじ によるもの を除く)	座金の組込み 作業を含むもの	丁番	金枠	1 か所につき 6 円 50 銭
		丁番を除く		1 か所につき 5 円 50 銭
	座金の組込み 作業を含まないもの		チタン	1 か所につき 3 円 50 銭
			金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 3 円 50 銭
ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1 か所につき 2 円 00 銭
	銀ろう貼り以外 のもの		金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 20 円 00 銭
			チタン	1 か所につき 25 円 00 銭
粗磨き (自動機 械による ものを除く)		テンプル	チタン	1 本につき 14 円 00 銭

4 効力発生の日

法定どおり